

協会斡旋商品（特定液化石油ガス設備工事の表示シール）の斡旋

会員の皆様には、今まで斡旋してきた表示板（銘板 エッチング刻印）に追加して、令和4年度より表示シールを追加して、斡旋することになりました。

銘板 真鍮製 エッチング刻印



表示板シール （斡旋価格 大 1シート2枚 80円 小 1シート4枚 100円）

工事事業者の氏名や名称
連絡先等を記載して下さい

連絡先等を記載した上にこのビニールで貼り付けてご利用下さい。

液化石油ガス法による施工後の表示	
工事事業者の氏名又は名称	
連絡先	
施工年月日又は工事番号	

工事事業者の氏名又は名称	
連絡先	
施工年月日又は工事番号	

液化石油ガス法による施工後の表示	
工事事業者の氏名又は名称	
連絡先	
施工年月日又は工事番号	

液化石油ガス法による施工後の表示	
工事事業者の氏名又は名称	
連絡先	
施工年月日又は工事番号	

工事事業者の氏名又は名称	
連絡先	
施工年月日又は工事番号	

工事事業者の氏名又は名称	
連絡先	
施工年月日又は工事番号	

施行後の表示については、次のように規定されています。

法律 第38条の11（施行後の表示）

特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事（経済産業省で定めるものに限る。次条第1項において同じ。）をしたときには、経済産業省令で定めるところにより、当該特定液化石油ガス設備工事に掛かる供給設備又は消費設備の見やすい場所に、氏名又は名称、施行年月日その他の経済産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならない。

規則 第115条（施行後の表示に掛かる特定液化石油ガス設備工事）

法第38条の11の経済産業省令で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 2以上の消費設備に液化石油ガス供給するための供給設備の設置または変更（供給間の変更を伴うものに限る）に係るもの
- 2 ガスメーターと1の末端ガス栓の間の配管の長さが屋内に置いて4メートル以上となる消費設備の設置又は変更（配管の変更に限るもの。）に係るもの（前号に該当するものを除く）

規則 第116条（表示の方法）

法第38条の11の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事にかかる供給管、配管、その他の設備の見やすい箇所の、**容易に離脱しない方法**により、様式第59条により表示を付さなければならない。

規則 第117条（表示すべき事項）

法第38条の11の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称
- 2 施行年月日又は工事番号
- 3 連絡先

通達（規則関係）第116条（表示の方法）関係

「**容易に離脱しない方法**」とは、次に掲げるものを言う。

- 1 障壁等平面な箇所に取り付ける場合にあつては、釘打ち又はハンダ付で固定することをいい、供給管または配管に取り付ける場合いにあつては針金等で固定して取り付けることをいう。
- 2 **シール等により表示を行う場合にあつては、貼付場所が円滑であり、当該シールの密着性を確保できることをいう。**